

議案第5号

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の 設定について

次のとおり鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、同項の交通安全特定事業により設置する信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号）で使用する用語の例による。

(信号機に関する基準)

第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。

(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）を表示する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

ア 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることを視覚障がい者に伝達するための音響を発することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を継続している時間が法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等の道路の横断に通常要すると認められる時間以上であるもの

ウ 歩行者用青信号の表示を継続している間、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(2) 交差点において歩行者用青信号を表示する信号機及び当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車は道路を横断することができる間は、当該交差点における車両又は路面電車の交通整理を行う信号機のいずれもが当該車両又は路面電車に対して当該道路を通行できる信号を表示しないもの

(道路標識に関する基準)

第4条 道路標識に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第5条 道路標示に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの道路標示であることとする。

- (1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- (2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障がい者の誘導を行うための突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。